

高槻ワーキングニュース

始まっています！同一労働同一賃金

「働き方改革実行計画」に基づき、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図るため、2020年4月1日にパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。(※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日です。)

【改正ポイント】

1. 不合理な待遇の禁止

同一企業内において、正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。

事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3. 裁判外紛争解決手続き

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象になります。

※行政ADRとは事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことを言います。

詳しくは厚生労働省特別サイトをご覧ください。

同一労働同一賃金



労働保険年度更新手続きの期間が延長となりました

令和 2 年度労働保険年度更新手続きは、

8 月 31 日(月) までに

お済ませください。

※例年 7 月 10 日までですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
期間が延長となりました。

☆電子申請もご利用ください☆

電子政府の総合窓口 e-Gov(イーガブ)

(<https://www.e-gov.go.jp/shinnsei/index.html>)

お問合せ、ご相談は茨木労働基準監督署 072-604-508(代表)又は下記までご連絡ください。

○申告書の記入方法については

労働保険年度更新コールセンター 0120-560-710

大阪労働局総務部 労働保険適用・事務組合課 06-4790-6340

○労働保険の納付については

大阪労働局総務部 労働保険徴収課 06-4790-6330

6 月は就職差別撤廃月間です

大阪府では、6 月を「就職差別撤廃月間」と定め、各種啓発事業に取り組んでいます。

公正な採用選考についての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●月間の下記の期間、電話による相談を受け付けます。

電 話 06-6210-9518

開設時間 午後 10 時から午後 6 時まで

●月間期間中、E メールによる相談を受け付けています。

E-mail rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

開設期間 令和 2 年 6 月 1 日(月)から 6 月 30 日(火)まで

～次回の高槻ワーキングニュースは令和 2 年 8 月 25 日発行予定です～